

TRICHORD使用許諾契約書

株式会社チェンジビジョン

2008年 5月 1日 第2版

重要 最初にすべての条件をお読みください

株式会社チェンジビジョンの「TRICHORD」（当社が著作権その他の権利を有するプログラムおよび関連ドキュメント、データを含む、以下「本製品」といいます）は、株式会社チェンジビジョン（以下「当社」といいます）の所有物です。お客様が本製品をご使用になるにあたり、以下の使用許諾契約（以下「本使用許諾契約」といいます）への同意をお願いします。本使用許諾契約に同意されない限り、本製品をインストールしたり使用したりすることはできません。本製品をお客様が使用された場合には、本使用許諾契約に同意されたこととなります。

第1条（著作権の帰属）

- 1 本製品に係わる著作権は、当社が有しており、著作権法、国際著作権条約、並びにその他の知的財産権表示によって保護されています。
- 2 本製品は、その使用を許諾されるものであり、販売されるものではありません。お客様には、本使用許諾契約で許諾される本製品の著作権以外は何らの権利も発生しません。

第2条（使用許諾の範囲）

当社は、お客様に対し、以下のことを許諾します。

- 1 お客様は、本使用許諾契約に同意し、WEBにて所定のユーザー登録、ライセンス登録を行うことにより、本製品を使用するために必要なライセンスキーの発行を受けることができます（ライセンスキーには、利用者氏名、所属組織名などが記載されます）。ライセンス登録には、当社または本製品の正規代理店・パートナー（以下「パートナー」と総称します）から通知されたライセンス番号および認証コード（併せて以下「ライセンス認証キー」といいます）が必要となります（当社またはパートナーから本製品ライセンスを購入された日あるいはライセンス登録を行った日を以下「契約日」といいます）。
- 2 お客様は、本使用許諾契約に同意し、お客様が法人であり本製品ライセンスを複数ライセンス購入された場合には、お客様組織の1名を本製品の管理者としてWEBにて所定のユーザー登録、ライセンス登録を行うことにより、本製品を使用するために必要なライセンスキーの発行を、許諾されたライセンス数を上限として受けることができます（ライセンスキーには、管理者氏名および所属組織名などが記載されます）。
- 3 当社は当社またはパートナーから本製品ライセンスを購入された場合にのみ、本使用許諾契約による本製品の使用を認めます。
- 4 本製品をライセンス登録したお客様、またはお客様が法人である場合には、お客様の組織の1名（以下「登録ユーザー」といいます）に対し、本製品を使用する個人的、非独占的、譲渡不能な、かつ限定的なライセンス（以下、「ユーザーライセンス」といいます）を付与します。
- 5 登録ユーザーが本製品の使用を許諾された唯一の個人である場合、適正な数のコンピュータに本製品をインストールし、使用することができます。
- 6 本使用許諾契約に従うことを条件として、お客様はお客様の著作物を他の人に頒布することができます。お客様は、本製品のオリジナルコピーが毀損または滅失した場合に代替するためにのみ、ハードディスク、光メディアまたはテープのようなバックアップデバイスおよび物理CDメディアに適正な数の本製品のバックアップコピーを作成することができます。
- 7 お客様が法人であり本製品ライセンスを複数ライセンス購入された場合には、お客様組織の1名を本製品の管理者として利用者への配布を目的として本製品のコピーを、許諾されたライセンス数を上限として行うことができます。
- 8 本使用許諾契約において特にお客様に付与されたものを除き、一切の権利は、当社が保持します。

第3条（禁止事項）

お客様は、以下の行為を行うことができません。

- 1 本使用許諾契約第2条に規定される場合を除き、本製品を複製すること。
- 2 本製品に含まれるソフトウェアを改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルすること。
- 3 本製品およびライセンス登録に必要となるライセンス認証キー、ライセンスキーなどの本製品ライセンスに関する情報の複製物を、第三者に対して販売、頒布、貸与、譲渡すること。
- 4 本製品の使用を、第三者に対して再許諾すること。

第4条（限定保証）

- 1 当社は、本製品の直接の購入者であるお客様のみに対して、本製品に含まれる物理的なメディアに関して、材質、製造における瑕疵がないことを、本使用許諾契約の契約日から90日間にわたって保証します。この保証の違反に対する当社の責任は、当該保証期間中に返送された瑕疵あるメディアの交換に限定されます。この保証は、お客様の誤用、濫用、不注意による毀損には適用されません。交換後のメディアに対しては、交換前のメディアに適用されるべき保証期間が適用されます。
- 2 本製品が前項の保証に適合しない場合には、お客様からの当社に対する上記保証期間内の文書による通知および本製品の返送により、当社は、当社の選択した方法により代替品とお取替え致します。
- 3 当社は、お客様に対して、本製品の商品性および特定の使用目的に対する適合性を保証するものではなく、また、本製品を使用することによって得られる性能、結果その他の内容について保証するものではありません。
- 4 本条は、本製品に関して、当社がお客様に対して提供する黙示および明示の保証の全てを規定したものです。

第5条（責任の制限）

当社は、お客様に対して本使用許諾契約第4条に定める場合を除いて、本製品の使用により生じた一切の損害について責任を負いません。この「一切の損害」は、逸失利益、特別な事情に基づく損害（当社が損害の可能性につき知らされていたか否かを問いません）、第三者からお客様に対して請求された損害、その他これらに関連する一切の間接的、派生的、付随的な損害を含みます。万一、当社がお客様に対して責任を負う場合にも、その責任額は、お客様が本製品に対して支払われた金額を上限とします。

第6条（サポートサービス）

- 1 当社は、当社が定める手続きに従い、保有する本製品ライセンスそれぞれにつきユーザー登録およびライセンス登録を行ったお客様に対し、本使用許諾契約の契約日から当社が製品ライセンス毎に別途定める期間を経過する日までをサポート有効期間として、当社が定める以下のサポートサービスを英語、または、日本語にて無償で提供します。
 - (1) 不具合対応、機能改善を含むマイナーバージョンアップ版の提供
 - (2) 本製品のオペレーションに関する問い合わせ（「製品に関することのQ & A」および「不具合対応」を含む）に対する回答。
- 2 当社は、保有する本製品ライセンスそれぞれにつきサポート有効期間を延長するためのサポートライセンスの購入を行ったお客様に対し、本製品ライセンスのサポート有効期間終了日から当社が本製品ライセンス毎に別途定める期間までを新たにサポート有効期間として、当社が定めるサポートサービスを提供します。
- 3 お客様は、前項記載のユーザー登録の内容に変更が生じた場合は、保有するすべての本製品ライセンスのそれぞれにつき当社に対して遅延なく届出を行うものとします。
- 4 サポートサービスの提供に関する当社の義務は、本条第1項記載の内容に関する合理的な努力を行うものに限られるものとします。また、当社は以下のいずれかに該当するお客様に対してサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。
 - (1) 当社が定める手続きに従ったユーザー登録を行っていないお客様
 - (2) 前項所定の変更届出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様
 - (3) お客様からの申し出によりユーザー登録を抹消されたお客様
 - (4) サポート有効期間にないお客様
 - (5) 本製品を、使用許諾の対価を支払うことなく使用しているお客様

- 5 当社は、以下の場合、お客様への事前の通知を行うことなくサポートサービスの提供を停止できるものとします。
 - (1) システムの緊急保守を行うとき
 - (2) 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等により、システムの運用が困難になったとき
 - (3) 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
 - (4) 上記以外の緊急事態により、当社がシステムを停止する必要があると判断するとき
- 6 前各項にかかわらず、当社は、お客様に1年前に告知することで、本製品のサポートサービスを終了できるものとし、サポートが終了した本製品については、お客様に対するサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。

第7条（特記事項）

以下の条項や条件（以下「特記事項」といいます）は、本製品の特定のエディション、ライセンスに対するものですが、第2条、第3条、第4条および第6条の規定に追加されます。当該製品の特記事項が本使用許諾契約の他の記載と矛盾する場合は、特記事項に記載されたものが優先します。

試用ライセンス（評価用ソフトウェアおよびベータ版を含む）に適用される追加条項

- 1 本使用許諾契約の条項に従うことを条件として、お客様は、本使用許諾契約の下、本製品を評価し、デモンストレーションする目的のみに限り使用することができます。商用、業務用など営利を目的として使用することはできません。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。
- 2 お客様は、当社が別途定めた評価期間中に本製品を試用し、著作物（データ、印刷物、ソフトウェアソースコードを含む、以下「著作物」といいます）を作成することができます。ただし、評価期間中に作成、編集された著作物に関しては評価以外の目的で利用、頒布することはできません。
- 3 評価用ソフトウェア（試用ライセンスおよびベータ版を含む）を試用し、著作物を作成するお客様に対して、本使用許諾契約第4条および第6条に定める保証およびサポートサービスは、適用されません。当社は、評価期間中に保証またはサポートを提供する義務を負いません。
- 4 評価期間が終了する際、本製品ライセンスを購入せずに、その後も本製品を使用することはできません。評価期間の終了時に本製品ライセンスを購入しない場合は、本製品をインストールしたすべてのコンピュータシステムから本製品を完全に消去または削除し、入手したソフトウェアおよび文書、評価期間中に作成、編集した著作物を破棄し、本製品の新たなコピーをインストールしないことにお客様は同意するものとします。評価期間後も本製品を使用する場合は、当社またはパートナーから本製品を使用するための本製品ライセンスを購入しなければなりません。
- 5 本製品には、評価期間が経過した場合、本製品の利用を停止するための機能が組み込まれています。

期間限定ライセンス（タイムライセンス）に適用される追加条項

- 1 期間限定ライセンスでは、お客様がライセンス登録時に指定された日から、ライセンス毎に定められた期間、本製品の利用が可能です。本製品には、利用期間が経過した場合、本製品の利用を停止するための機能が組み込まれています。
- 2 当社は、上記の期間、当社が定めるサポートサービスを提供します。ただし、サポートライセンスによるサポート期間の延長はできません。
- 3 お客様は、新たに期間限定ライセンスを購入、登録することで、製品の利用・サポートを延長することが可能です。

第8条（守秘義務）

- 1 お客様は、(a) 本使用許諾契約記載の内容、および、(b) 本使用許諾契約に関連して知り得た情報（本製品のライセンスキーおよびサポートサービスに関する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL、ライセンス認証キーならびにサポートサービスの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報を含む）につき、当社の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ本使用許諾契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き、方法の如何を問わず利用しない

ものとし、特に、ライセンス認証キー、ライセンスキーなど本製品ライセンスに関する情報について第三者に開示、漏洩した場合、当社はお客様の本製品ライセンスにかかる権利を停止できるものとし、ただし、国家機関の命令による開示等正当な事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合には当社に対して速やかに事前の通知を行うものとし、

- 2 前項にかかわらず、下記各号に定める事項については前項の適用を受けないものとし、
 - (1) 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報（本製品ライセンスに関する情報を除く）
 - (2) 当社の機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報
- 3 前各項の規定は、本使用許諾契約が解除、期間満了またはその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとし、

第9条（個人情報の取扱いについて）

- 1 当社は、お客様に提供する会員向けの情報提供サービス、ソフトウェアのダウンロード、製品の購入・サポート、会員情報の管理、イベント・セミナーのご案内等をご提供する目的で、お客様に関する以下の個人情報（変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます）につき必要な保護措置を講じたうえで収集し、利用し、お客様から削除の依頼のない限り3年間保有させていただきます。
 - (1) 氏名、会社名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、お客様が第6条1項および3項に基づき届けた事項
 - (2) 購入製品、ユーザー登録日、契約の更新状況、対価の振込に関連して開示された情報等、お客様と当社との契約に関わる事項
 - (3) お客様から提出された問い合わせ内容およびアンケートへの回答内容等
- 2 当社は、お客様に対し、以下の目的のために個人情報を利用いたします。お客様への以下の目的の範囲内で行う情報提供については、メール、郵便、電話、FAXにて行います。
 - (1) 登録ユーザー、本製品の利用コンピュータの確認を目的としたライセンスキーへの記載
 - (2) 第6条所定のサポートサービスの提供
 - (3) 契約の更新案内
 - (4) 商品開発およびマーケティング活動
 - (5) 当社の製品またはサービスに関する営業案内
- 3 当社は、前項の各行為を実施する場合に限り、当社の関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して業務の全部または一部を委託する場合があります。その場合、関連会社、販売代理店ならびに代行業者と秘密保持契約書を締結し、適切な管理を要求します。
- 4 お客様から当社に対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができるものとし、ただし（a）当社または第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報、（b）保有期間を経過し、現に当社が利用していない情報、（c）個人に対する評価、分類、区分に関する情報、および、（d）当社内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあると当社が判断した情報については、当社は開示の義務を負わないものとし、また、お客様からの請求により万一個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、当社は速やかに当該個人情報の訂正もしくは削除に応じるものとし、
- 5 お客様は、当社が本条2項（5）に記載される営業案内を行うために個人情報を利用することにつき停止の申し出を行うことができるものとし、当社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとし、この場合、サポートサービスの提供、利用するコンピュータの追加および変更、または更新案内等のサービスが利用できなくなることとなりますのでご了承ください。
- 6 お客様は、本使用許諾契約が終了するかまたは解除された場合であっても、合理的な理由がある場合、本条第1項に基づきユーザー登録を行った事実に関する個人情報が当社により一定期間利用されることに同意します。
- 7 当社は、法律に基づき、官公庁もしくはこれらに準じた権限を有する機関から、お客様の個人情報の開示を求められた場合には、必要に応じて情報を開示することがあります。

第10条（障害報告）

本製品は障害が発生した場合、当社にメールにて報告をする機能が組み込まれています。報告内容には本製

品の設定情報（インストールディレクトリ、ユーザー名、等）及び、インストールされたコンピュータの設定情報（ユーザー名）が含まれますが、報告内容の全て又は一部の削除、及び報告の拒否を任意に選択することが出来ます。

第 1 1 条（契約の終了）

お客様が本使用許諾契約の条項のいずれかに違反された場合、本使用許諾契約は直ちに終了し、本使用許諾契約に規定する使用許諾も終了するものとします。この場合、お客様は、以後お客様が保有している本製品を使用することができず、その複製物を直ちに消去しなければなりません。

第 1 2 条（その他）

本使用許諾契約は、日本法を準拠法とし、本使用許諾契約に基づき紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所といたします。

以上